

一般財団法人 新潟県水泳連盟

表彰規程

【目的】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款・第4条7号に基づき、本連盟の事業発展に貢献した個人又は団体並びに本県の競技力向上に功績のあった個人及び団体を表彰することを目的とする。

【栄章の範囲】

第二条 本規程に定める栄章の範囲は、次の通りとする。

- (1) 功労章
- (2) 特別章
- (3) 最優秀指導者章
- (4) 優秀指導者章
- (5) 優秀競技者章
- (6) 感謝状

【栄章の区分】

第三条 本連盟に定める栄章の区分は、次の通りとする。

- (1) 功労章：本県水泳界に功労のあった個人（1回のみ）
- (2) 特別章：当該年度において著しい功績があった個人及び団体
- (3) 年間最優秀指導者章：当該年度において、最も輝かしい活躍をした選手を育成・指導した個人
- (4) 優秀指導者章：優秀競技者育成に功労のあった個人（1回のみ）
- (5) 優秀競技者章：競技者として優秀な個人及び団体
- (6) 感謝状：本連盟に対し、長年に渡る貢献・協賛が顕著な個人及び団体

【推薦及び選考】

第四条 加盟団体並びに役員は、本規程・第3条の候補者及び候補団体がある場合は、所定の様式により本連盟に推薦をする。会長は推薦された候補者及び候補団体を理事会にて審議し、決定する。

【表彰】

第五条 栄章受賞者は、毎事業年度終了後に開催される本連盟の通常理事会並びに定時評議員会の終了後に表彰式を行うものとする。

【雑則】

第六条 本規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

【改廃】

第七条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規則は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

一般財団法人 新潟県水泳連盟

表彰規程内規

一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の表彰規程・第3条の区分に基づく表彰候補者の推薦は、本内規によるものとする。

- (1) 功労章
年齢58歳以上の者で、次の該当者とする。また、候補者の人員は、加盟団体毎に毎年1名を原則とする。（重複不可）
 - ① 多年にわたり本連盟の役員として、その功績の顕著な個人（年数6年）
 - ② 多年にわたり加盟団体の役員として、その功績の顕著な個人（年数8年）
 - ③ 本連盟の会員及び非会員で、水泳の健全な普及発展のため、特に功績のあった個人
- (2) 特別章
オリンピック、世界選手権等大会に日本代表選手として出場し、入賞以上の成績を残した選手、チーム。
- (3) 年間最優秀指導者章
当該年度の最も活躍が目覚ましかった選手・チームを育成指導した個人。
- (4) 優秀指導者章
全国大会や国際大会に出場し、優秀な成績を上げた競技者の育成・指導に顕著な業績のあった個人（重複不可）
- (5) 優秀競技者章
全国大会や国際大会に出場し、優秀な成績を上げた個人及び団体。
また、本章は、年度を異にする場合は、重複贈与ができる。
- (6) 感謝状
本連盟の目的に対し、長年に渡る貢献・協賛が顕著なる個人及び団体（重複不可）

附則 本内規は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。